

色彩景観基準案確認用シミュレーション作成業務 仕様書

1 業務名

色彩景観基準案確認用シミュレーション作成業務

2 一般事項

- (1) この仕様書は、札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課で実施する「色彩景観基準案確認用シミュレーション作成業務」の委託に適用する。
- (2) 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人材を確保し、最高の技術を発揮するよう、責任ある技術者を備えなければならない。
- (3) 受託者は業務着手後速やかに、本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。
- (4) 受託者は、業務遂行にあたり受託者との連絡調整を確実に行い、作業を進めるとともに、協議を行った際は速やかに協議録を作成し、委託者に提出すること。
- (5) 成果品及び本業務に付随して作成されるすべてのイラスト、写真、その他の資料等（以下「成果品等」という。）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。また、受託者は、成果品等に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (6) 受託者は、本業務による成果品等について、第三者の著作権、著作人格権及びそのほか特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。成果物等に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (7) 成果物等の公開に伴い、第三者からの権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、このことにより委託者に損害を与えた時はその損害を賠償するものとする。
- (8) 業務の履行に関しては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。また、使用する紙類等は極力環境に配慮したものとする。
- (9) 委託者が保有する資料で、業務の履行にあたり必要と認められるものについて、受託者は、当該資料の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合において、受託者は、貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。また、受託者は、業務が完了したときは、貸与された資料等について、ただちに返還するものとする。
- (10) 受託者は、委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。
- (11) 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。
- (12) 委託者は、不可効力（感染症の流行、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、暴動その他の委託者又は受託者の責に帰することのできない自然的または人為的な現象をいう。）により、業務を遂行することが困難になったとき、受託者に対して、契約の解除又は期間を定めて業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。
- (13) 業務の履行に当たり疑義が生じた場合及びこの仕様書に記載のない事項については、受託者は委託者と協議のうえこれを処理することとし、本業務の主旨を十分踏まえ、また本業務の遂行に支障をきたさないよう協力するものとする。

3 業務の背景及び目的

札幌市では札幌市景観計画に基づき景観計画区域を定め、景観計画区域内において一定の規模以上の建築等を行う行為者に対し、景観法等に基づく届出・協議（以下「届出・協議」という。）の実施及び景観形成基準への適合を求めている。景観形成基準は「配慮項目」、「基本的視点」、「誘導基準」の3つの項目により構成されており、配慮項目の1つに「地域特性に配慮した色彩を考える」を設けている。この配慮項目に対する配慮を検討するにあたっての基本的視点に「外壁等の色彩」と「アクセントとなる色彩」を設定し、誘導基準に「具体的には『色彩景観基準』による」という考え方を示している。「色彩景観基準」では「建築物及び工作物の外観における基調となる色彩の範囲は『札幌の景観色 70 色（以下「景観 70 色」という。）』とその近似色とする。」などの色彩計画の基本的な考え方を示すとともに、「色彩景観基準」に関する具体的な考え方は「札幌の景観色 70 色色彩景観基準運用指針（以下「運用指針」という。）」と「限界色票」を参照することと示している。

「景観 70 色」、「運用指針」及び「限界色票」は平成 16 年の策定から 20 年が経過し、建築物等に関する技術の進展等による建築物の外観デザインの多様化が進んだことなどに伴う運用上の課題が生じている。また、本市では、令和 6 年度より札幌市景観計画の改定に向けた検討を進めており、改定後の札幌市景観計画で大規模建築物等の誘導のため設定する予定のゾーン区分（市街化区域内を 4 つに区分）の特徴を踏まえた運用方法などを新たに明示する必要がある。

そこで、景観計画の改定に合わせ、「景観 70 色」、「運用指針」及び「限界色票」の見直しを検討している。

本業務は「色彩景観基準」及び「運用指針」の検討にあたり、色彩基準案確認用のシミュレーションを作成することを目的とする。

4 業務内容

札幌市内の都心部 1 か所、山地又は丘陵地でみどりと調和を図る必要のある地点 1 か所、工業地 1 か所の写真データをもとに、本市が指定する各写真内の建築物のうち 1 棟の外壁を景観 70 色に変更したシミュレーション画像を作成する。

- (1) 対象とする建築物は、都心部（1 か所）は商業ビル・オフィスビル、山地又は丘陵地（1 か所）は中高層マンション、工業地は工場・物流施設（1 か所）を想定しているが、詳細は委託者と協議の上決定すること。
- (2) 写真データは委託者が提供するが、類似の写真を受託者が提案することは可とする。
- (3) 建築物の外壁は委託者が指定するマンセル値の色に着色する。外壁の部位（低層部・高層部・コーナ一部等）ごとに着色する。（現行の色彩景観基準等に記載のマンセル値と異なるので注意すること。）
- (4) 建築物の日が当たる面を景観 70 色に着色し、影になる部分は色を適宜調整すること。
- (5) シミュレーション結果は、画像データその他、各景観 70 色（マンセル値に対応した RGB/CMYK 値を示すこと）を比較検討できる内容で取りまとめを行うこと。

5 業務期間

契約日から令和 7 年 9 月 26 日（金）までとする。（打ち合わせは計 3 回程度を想定する。）

6 提出物

- (1) 作成したシミュレーション画像 : 1 部
- (2) シミュレーション結果とりまとめ資料 : 1 部
- (3) 電子データ : 一式

上記(1)の画像データは PSD 形式および JPEG 形式、上記(2)のとりまとめ資料のファイル形式は委託者と協議

7 担当

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所 5 階北側）

札幌市 まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課

担当：小野寺、佐々木、青木 TEL：011-211-2545 FAX：011-218-5113